

農林水産省告示第七百三十八号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第一項の規定に基づき、特定間伐等の実施の促進に関する基本指針を次のとおり定めたとので、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十年五月十六日

農林水産大臣 若林 正俊

特定間伐等の実施の促進に関する基本指針

本指針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号。以下「法」という。）第二条第一項の規定に基づき、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの（以下「特定間伐等」という。）の実施を促進する措置を総合的に推進していくための基本的な指針として、法第三条第一項の規定に基づき都道府県知事が定める基本方針（以下「基本方針」という。）の指針となるべきものを定めるものである。

## 第一 特定間伐等の実施の促進の意義及び目標に関する事項

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の機能の発揮を通じて国民全体に恩恵をもたらしており、これら森林の有する多面的な機能の持続的な発揮を図ることは極めて重要である。

このような中、戦後築き上げてきた育成林を中心に利用可能な森林が増大する状態となっており、集中的な間伐により、間伐の遅れを解消し、多様で健全な森林づくりに向けた基礎を確立するとともに、百年先を見据えた長伐期化、広葉樹林化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進することが必要となっている。

さらに、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条の規定に基づく約束を履行するために、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第八条第一項に基づき、平成十七年四月に策定され、平成二十年三月に全部改正された京都議定書目標達成計画においても、温室効果ガスの総排出量を平成二十年度から平成二十四年度までの第一約束期間に基準年度である平成二年度と比べて六

パーセント削減することとし、このうち、森林吸収源において基準年度の総排出量に対し三・八パーセント（千三百万炭素トン）を確保することとされている。

京都議定書に基づく森林吸収源として認められる育成林は、「森林を適切な状態に保つために千九百九十年以降に行われる森林施業（更新（地拵え、地表かきおこし、植栽等）、保育（下刈、除伐等）、間伐、主伐）が行われている森林」とされていることから、第一約束期間の森林吸収量の目標を達成するためには、特別の措置を講じることにより、これまでの実施水準に加えて毎年二十万ヘクタールの追加的な間伐の実施を促進し、平成十九年度から二十四年度までの六年間で全国で三百三十万ヘクタールの間伐を集中的に実施することが必要である。

また、京都議定書に基づく森林吸収源として「新規植林」等も認められており、第一約束期間の森林吸収量の目標の達成を補強するものとして造林の実施を促進することが必要である。

更に、平成十九年二月から、関係府省庁の連携を図り政府一体となって、「美しい森林づくり」に向けた適切な森林整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどの取組を幅広い国民の理解と協力の下で総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を展開しているところであり、こうした取組とも密

接な連携を図っていくことが必要である。

基本方針における特定間伐等の実施の促進の目標は、以上のような特定間伐等の実施を促進する意義及び目標を踏まえ、京都議定書の森林吸収量の目標の達成に寄与することとなるよう、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、意欲的な数値目標として設定することが適当である。

## 第二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域（以下「特定間伐等促進区域」という。）は、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐が適正に実施されていない森林や造林未済地等、特定間伐等（法第五条第一項に規定する特定間伐等をいう。以下同じ。）を実施することが適当と認められる森林の区域を対象として設定するものとする。

## 第三 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

- 一 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

市町村は、法第四条第一項の規定により作成する特定間伐等促進計画（以下「計画」という。）に基づき、特定間伐等促進区域において、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、以下に掲げるところにより、特定間伐等を円滑かつ確実に実施するものとする。

( 1 ) 多様な実施主体による実施の促進

特定間伐等の実施主体は、計画に従って確実に特定間伐等を実施することが見込まれる者とし、地域の実情に応じて、地方公共団体、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業者、特定非営利活動法人、ボランティア団体等の地域における多様な主体を幅広く活用すること。

( 2 ) 計画的な実施時期の設定

特定間伐等の実施時期は、実施主体等の意向を踏まえ、適切な時期を設定すること。

( 3 ) 適切かつ具体的な実施方法の設定

特定間伐等の実施方法は、実施主体等の意向を踏まえ、必要となる間伐又は造林の方法を適切かつ具体的に設定すること。

また、当該間伐又は造林の方法は、森林法第五条の規定に基づく地域森林計画及び同法第十条の五

の規定に基づく市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること。特に、森林法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林が含まれる場合にあっては、地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法に、同法第十条の五第二項第五号に規定する要間伐森林が含まれる場合にあっては、市町村森林整備計画に定められた当該要間伐森林について実施すべき施業の方法に従ったものであること。

法第四条第二項第三号八に規定する作業路網その他の施設の設置に関する事項として、特定間伐等の実施に必要な作業路網、土場等の設置場所、設置主体、設置時期、設置規模及び設置方法を記載すること。また、この作業路網等の設置については、林道の既設開設路線又は地域森林計画に定められている開設計画路線と整合性が確保されたものであること。

#### (4) 提案制度の積極的な活用

特定間伐等の実施を促進する上で、最も効率的な作業路網の設置方法や間伐等の森林施業の集約化等について、市町村以外の者の自主性及び創意工夫を發揮することが重要であり、法第四条第四項に規定する市町村以外の者による計画に対する提案制度について周知・啓発に努めるとともに、当該制

度を積極的に活用すること。

二 交付金を充てて実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

法第五条第二項に基づき交付金を充てて実施すべき特定間伐等は、計画に定められた目標の達成に資するよう、計画に基づき特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等のうち、当該特定間伐等促進区域内の特定間伐等の実施を効果的かつ効率的に推進するため必要となる基盤の整備や隘路の解消等を図る観点から実施する特定間伐等の事業である。

このため、交付金を充てて行う事業は、当該事業を実施した場合に、当該市町村の区域における各種特定間伐等の実施を促進する波及効果や呼び水効果の高い事業とする。なお、市町村が自ら実施する場合は、これらの効果が特に高い事業を実施するよう留意するものとする。

第四 その他特定間伐等の実施の促進に関する重要事項

一 法に基づく取組以外の取組との効果的な連携

法に基づく取組は、これ以外の取組であって計画に定められた目標の達成に寄与するものと適切かつ密接に連携することにより、相互に補完し、高い相乗効果を発揮することが期待されることから、特定

間伐等の実施の促進に当たっては、以下に掲げる事項に配慮することが適当である。

( 1 ) 利用間伐の促進

利用間伐の促進は、資源の有効利用に寄与するとともに、その採算性を向上させることにより森林所有者等の森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、需要に応じた間伐材の大きな口ツトによる安定供給体制の整備等により間伐材の利用促進に努めること。

( 2 ) 森林施業の共同化の促進

森林所有者等へ森林施業の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体への森林施業の集約化に努めるとともに、森林所有者等の共同による森林施業の実施に努めること。

( 3 ) 林業に従事する者の養成及び確保の促進

ＵＩＪターナーをはじめ林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、特定間伐等の担い手となり得る林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

( 4 ) 林業機械化等の促進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の事情に応じて、特定間伐等を効果的かつ効率的に実施するため、作業路網の設置と高性能林業機械の利用を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

(5) 不在村森林所有者等に対する取組の促進

特定間伐等の実施に当たっては、森林施業が行われていない森林を含め地域内のすべての森林について取組を進めることが不可欠であり、関係行政機関・団体と密接に連携して、不在村森林所有者等に対する森林施業の働きかけ、所有者や境界が不明となっている森林についてその所有者等を明らかにするための取組の実施に努めること。

二 特定間伐等の実施の促進に向けた国等の連携等

基本方針を策定した都道府県知事は、計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、国等と連携しつつ、市町村や実施主体等に対し、必要な情報の提供、助言等の必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

特に、「美しい森林づくり推進国民運動」とも密接な連携を図るよう努めるものとする。

